

## 広島広域公園施設概要

施設名		面積等	収容人員	施設概要
有料施設	陸上競技場 (愛称:広島ビッグアーチ)	建築面積 約17,710㎡ 延床面積 約14,921㎡ グラウンド 約20,613㎡	50,000人	第1種公認陸上競技場 全天候舗装トラック400m×8レーン 天然芝フィールド107m×73.3m ※1 競技運営室、会議室、更衣室、トレーニングルーム、 オペレーションルーム、放送室 写真判定室、大型映像装置、電光表示盤、夜間照明 設備、メモリアルホール、レストラン
	第一球技場	建築面積 約4,581㎡ 延床面積 約5,370㎡ グラウンド 約13,408㎡	10,000人	天然芝フィールド157×80.8m 本部役員室、会議室、更衣室、記者室、司令室、放送 室、 電光表示盤、夜間照明設備
	第二球技場	建築面積 約1,778㎡ 延床面積 約2,690㎡ グラウンド 約11,149㎡	3,000人	人工芝フィールド140m×69m 本部役員室、会議室、更衣室、放送室、司令室、オペ レーションルーム 電光表示盤、夜間照明設備
	補助競技場			第3種公認陸上競技場 全天候舗装トラック 400m×6レーン ※2 天然芝フィールド108m×73.8m
	テニスコート	センターコート 建築面積 約3,595㎡ 延床面積 約4,822㎡ コート面積 約914㎡ 屋内コート 建築面積 約4,270㎡ 延床面積 約4,258㎡ 最高高さ 約17m	センターコート 3,000人 サブコート 1,000人 屋内コート	センターコート1面 競技運営室、会議室、更衣室、放送室、電光表示盤、 夜間照明設備 サブコート1面 屋内コート4面 一般コート14面
無料施設	多目的広場	1式		約110.0×50=5,500m <sup>2</sup>
	遊具広場	1式		複合遊具
	駐車場	1式		アスファルト舗装:825台(センターコートP含まず) 砂利広場340台
	公園灯	207基		園内用159基、駐車場48基
	水飲み	5基		擬石
	ベンチ	78基		スツール、サークルベンチ含む
	シェルター	6基		パーゴラ含む(2基)
	管理施設	1式		フェンス、手すり、園名柱、車止め等
	便所	11箇所		RC造、水洗式(テニスコート奥含まず)
	時計台	7基		三面3基 二面4基
	クズカゴ	33個		集積場1箇所あり
ワールドトレール	1式		健康遊具(補助競技場外周に設置)	
植栽	高木	4,465本		サクラ、アメリカフーほか
	中低木	32,496m <sup>2</sup>		ヒラドツツジ、アベリアほか
	生垣	2,095m		イヌマキほか
	張芝	31,687m <sup>2</sup>		

※1 陸上競技場の天然芝フィールドは平成28年度中に107m×73.0mで張替え予定。

※2 補助競技場は平成28年度中に直走レーンを2レーン増設予定。

## 【減免基準に盛り込まなければならない項目】

減 免 の 対 象	減 免 額
1 公の団体又は営利を目的としない団体が公益上の目的のために公園（ロッカーを除く）を利用するとき。	有料公園施設の利用料金の全額
2 社会福祉施設に入所している者が引率されて有料公園施設（ロッカーを除く）を利用するとき。	有料公園施設の利用料金の全額
3 市の主催する行事に参加する者が有料公園施設（ロッカーを除く）を利用するとき。	有料公園施設の利用料金の全額
4 原爆障害者章、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳又は戦傷病者手帳の交付を受けている者が、当該原爆障害者章、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳又は戦傷病者手帳を提示して有料公園施設（ロッカーを除く）を利用するとき。	有料公園施設の利用料金の全額
5 65歳以上の者であることを確認できる公的証明書（健康保険証、運転免許証等）を提示して、有料公園施設（ロッカーを除く）を利用するとき。	有料公園施設の利用料金の小人料金の額を超える額
6 原爆障害者章、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳若しくは戦傷病者手帳の交付を受けている者の介添者として有料公園施設（ロッカーを除く）を利用するとき。	有料公園施設の利用料金の全額
7 65歳以上の者の介添者として有料公園施設（ロッカーを除く）を利用するとき。	有料公園施設の利用料金の小人料金の額を超える額
8 原爆障害者章、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳若しくは戦傷病者手帳の交付を受けている者及びそれ以外の者が共同して有料公園施設（ロッカーを除く）を利用するとき。	有料公園施設の利用料金の額に、原爆障害者等の人数を全体の人数で除して得た割合を乗じて得た額
9 65歳以上の者及びそれ以外の者が共同して有料公園施設（ロッカーを除く）を利用するとき。	有料公園施設の大人料金と小人料金の差額に、65歳以上の者の人数を全体の人数で除して得た割合を乗じて得た額
10 広島市が後援する行事として有料公園施設（ロッカーを除く）を利用するとき。ただし、次のいずれかに該当する場合を除く。 (1) 広島市が当該行事实施に対して補助金を支出する場合 (2) 入場者から入場料、観覧料その他これらに類する金銭を徴収する場合 (3) 施設内に企業広告板等を設置する場合 (4) 施設内において物品等を販売する場合 (5) 大会等において特定の商号又は商標名その他これらに類するものを入れている場合 (6) アマチュアスポーツ以外の目的に使用する場合	有料公園施設の利用料金の半額

## 広島広域公園指定管理者の申請者の評価基準

### ア 評価項目・配点

評価項目	配点
<p><b>【市民の平等利用を確保することができること。】</b>                      [評価のポイント]</p> <p>① 正当な理由がなく、市民の施設の利用を拒んだり、またその利用について不当な差別的取扱いをしないため、どのような方策がとられているか。</p> <p>② 条例、規則等に基づき利用を拒むべき場合について正確に理解しているか。また、適切な対応ができるようになっているか。</p>	5点
<p><b>【施設効用が最大限に発揮されること。】</b>                      [評価のポイント]</p> <p>① 広島広域公園の管理運営を行うにあたっての基本方針は設置目的に沿ったものになっているか。</p> <p>② 広島広域公園の維持管理に関する計画が適切なものになっているか。</p> <p>③ 施設の利用促進に係る数値目標が達成されるものになっているか。</p> <p>④ 利用者に対するサービスの向上を図れるものになっているか。</p> <p>⑤ 利用料金の設定等は、利用者サービスを考慮したものになっているか。</p>	45点
<p><b>【事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力、人的能力を有していると認められること。】</b>                      [評価のポイント]</p> <p>① 団体の経営は安定しているか。</p> <p>② 市が提示した適正な管理の実施が確保されるようになっているか。</p> <p>③ 個人情報等の管理体制は適正か。</p> <p>④ 緊急事態等に対応可能な体制になっているか。</p> <p>⑤ 広域公園（都市公園法施行令第2条第4号）又は類似施設の管理運営の実績はあるか。</p>	30点
<p><b>【管理経費の縮減】</b></p> <p>① 提案額が上限額を超える場合は、0点とする。</p> <p>② 提案額が下限額を下回る場合は、調査の結果、業務が適正に履行されないおそれがあると認められるときは0点とし、適正に履行されると認められるときは満点（20点）とする。</p> <p>③ 上記①、②以外の場合は、次の算式により採点する。ただし、その数値が1未満の場合は1点とする。</p> <p style="margin-left: 20px;">[算式]</p> $\left[ \frac{\text{上限額} - \text{提案額}}{\text{上限額} - \text{下限額}} \times 20 \text{点} \right] \quad \text{小数点第2位を四捨五入}$	20点
計	100点

(注) 上記評価項目のうちいずれか1項目に「0点」がある場合は、選定の対象外とする。

イ 加点減点項目・配点

<p><b>【障害者雇用率の達成】</b></p> <p>① 障害者雇用率が2.0%を超えて3.0%未満の場合は4点加点                  ② 障害者雇用率が3.0%以上で4.0%未満の場合は7点加点                  ③ 障害者雇用率が4.0%以上の場合は10点加点                  ④ 過去2年度分の障害者雇用納付金を1年度分でも滞納していた場合は2点減点</p>	<p>公庫・公団等の特殊法人等の場合は、障害者雇用率を「2.0%→2.3%」「3.0%→3.45%」「4.0%→4.6%」と読み替える。</p>
<p><b>【環境問題への配慮】</b></p> <p>ISO 14001 又はエコアクション21を取得している場合は5点加点</p>	
<p><b>【男女共同参画・子育て支援の推進】</b></p> <p>① 次世代育成支援対策推進法に基づき、                  ア 「一般事業主行動計画」を策定していない場合                  ・ 従業員101人以上は3点減点                  ・ 従業員100人以下は2点減点                  イ 次世代育成支援対策推進法第13条による認定を受けている場合は1点加点                  ② 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づき、「一般事業主行動計画」を策定していない場合                  ・ 従業員301人以上は3点減点                  ・ 従業員300人以下は2点減点                  ③ 女性のチャレンジ賞を受賞している場合は2点加点                  ④ 均等・両立推進企業表彰を受賞している場合は2点加点                  ⑤ 広島市男女共同参画推進事業所表彰など、地方公共団体が実施している男女共同参画の取組に関する表彰・認定を受けている場合は1点加点                  ⑥ 広島市子育てに優しい事業所表彰など、地方公共団体が実施している子育て支援の取組に関する表彰・認定を受けている場合は1点加点</p>	
<p><b>【地域貢献度】</b></p> <p>① 広島市内に、本店がある場合は4点、本店がなく支店がある場合は2点、その他事業所等がある場合は1点を加点する。                  ② 本施設の従事者のうち市内在住者の割合が、8割以上の場合は3点、5割以上で8割未満の場合は2点、2割以上で5割未満の場合は1点を加点する。</p>	

※ ジョイント方式により構成された団体の場合、加点項目は全社が当該項目に該当する場合に加点し、減点項目は1社でも当該項目に該当する場合に減点する。